

船橋市営住宅条例

第 3 章の 2 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第 51 条の 2 市営住宅及び共同施設の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 51 条の 3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の公募その他の市長の業務の補助に関すること。
- (2) 市営住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市営住宅及び共同施設の運営に関する業務のうち、市長が必要があると認めるもの

(指定管理者の指定の申請)

第 51 条の 4 第 51 条の 2 の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 市営住宅及び共同施設の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第 51 条の 5 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による市営住宅及び共同施設の管理が良好な居住環境を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 51 条の 6 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理の実施状況
- (2) 市営住宅及び共同施設の管理に係る収支状況
- (3) その他市営住宅及び共同施設の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(損害賠償)

第 51 条の 7 指定管理者は、市営住宅又は共同施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第 51 条の 8 指定管理者並びに市営住宅及び共同施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、市営住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

船橋市営住宅条例施行規則

(指定の申請書等)

第 33 条の 2 条例第 51 条の 4 の規則で定める申請書は、船橋市営住宅指定管理者指定申請書(第 36 号様式の 2)とする。

2 条例第 51 条の 4 第 1 号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)管理の基本方針
- (2)業務計画
- (3)事務管理計画
- (4)管理に係る収支予算
- (5)その他管理運営に関する計画

3 条例第 51 条の 4 第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1)定款、寄付行為その他これらに類するもの
- (2)法人にあっては、登記事項証明書
- (3)第 1 項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4)その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知)

第 33 条の 3 市長は、条例第 51 条の 5 の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市営住宅指定管理者指定通知書(第 36 号様式の 3)により、指定されたものに通知するものとする。